

# デジタルプラットフォーム規制の動向

寺田 眞治 ●一般財団法人日本情報経済社会推進協会 主席研究員

**総合的な方向が見えてきたデジタルプラットフォーム規制だが、制度設計には慎重を要する。公正な市場競争や利用者保護という観点にとどまらず、国によっては政府による統制が強まり、分断を進める恐れも。**

デジタルプラットフォームへの風当たりは、年を追うごとに厳しくなっている。2021年は国内外を問わずさまざまな規制が課せられた上、個別のではなく総合的な制度の整備も進められており、今後のデジタルプラットフォームへの規制の方向性がおおよそ固まりつつある。

問題の根幹は、GAFMA（グーグル、アマゾン・ドット・コム、フェイスブック（現・メタ）、マイクロソフト、アップル）をはじめとする米国のビックテック企業や、BAT（バイドゥ、アリババ、テンセント）などの中国の新興IT企業のあまりに大きな影響力への懸念にある。消費者と企業の両面で利用者を爆発的に増やし、市場競争環境の破壊、プライバシー侵害を含む情報操作をはじめ、時には社会的な不安をもたらすこともあり、負の側面を看過できない状況に至ったと言えよう。

規制のアプローチは各国で異なるものの、その結果は類似したものとなりつつある。本稿では各国・地域の状況を概観しながら、デジタルプラットフォームの現状と行く末を見ていくこととする。

## ■ EU

デジタルプラットフォームに対して最も早く規制対応を始めたのは、EUである。その根幹は、

2015年に発表されたデジタル単一市場（DSM）戦略にある。表向きはEU内のデジタル市場を統合し発展させることだが、GAFMAによるEU市場支配の脅威への対抗が根底にあることは明らかである。この延長線上で、2020年2月に「欧州のデジタル未来の形成（Shaping Europe's digital future）」と題したデジタル戦略を発表している<sup>1</sup>。その中では3つの目標とそれぞれについてのアクションが記されており、特に「公正で競争力のある経済（A fair and competitive digital economy）」という目標では「デジタルサービス法（Digital Services Act）によるオンラインプラットフォームの役割とオンラインサービスに対するルールの明確化」がアクションとなっている。「開かれた民主的で持続可能な社会（An open, democratic and sustainable society）」という目標では「オンラインの偽情報の撲滅と信頼できる多様なコンテンツの育成」がアクションとして示されている。

これを受け、2020年12月にデジタルサービス一括法（The Digital Services Act package）として、デジタルサービス法（Digital Services Act：DSA）とデジタル市場法（Digital Markets Act：DMA）を提案している<sup>2</sup>。DMAは、2021年12月に欧州議会で可決されている。DSAも2021年12月に欧州議会の委員会を通過しており、年明けに

は本議会で可決されると見込まれている。まだ理事会での承認などの手続きなどもあるが、両法とも2022～2023年に施行される可能性がある。

DMAは、一定以上の規模を有するデジタルプラットフォームをゲートキーパーとして指定し、公正取引の観点から強力な規制をかけるものである。前述の欧州議会ではGAFMAだけでなく、宿泊予約サイトのブッキング・ドット・コム、アリババ、ドイツの衣料通販大手のザランドも指定し、今後はウェブブラウザやバーチャルアシスタント、コネクテッドTVも含めることを決定している。

一方のDSAは、デジタルプラットフォームに対して違法コンテンツや有害コンテンツの監視・削除義務を強化し、レコメンドやターゲティング広告などの透明性確保とレポートに関するルールを定めるものである。

これら以外に、基本的人権の観点からプライバシーを保護する目的でGDPR（General Data Protection Regulation、一般データ保護規則）が2018年に施行されている。大幅に遅れているものの、GDPRの特別法と位置付けられている、電子通信を対象とするePrivacy規則がEU閣僚会議で2021年2月に合意され、立法手続きが進められている。これによって、デジタルプラットフォームによる端末や通信上の利用者情報の取り扱い、原則、同意が前提となることから一部ではCookie規制法ともいわれており、デジタルプラットフォームの収益源として大きなマーケティングや広告事業への影響が予想されている。

## ■米国

米国でのデジタルプラットフォーム規制は、伝統的な反トラスト法（いわゆる独占禁止法）のアプローチが中心であったが、ここにプライバシー保護の概念やフェイクニュース対策が加わり、複

雑さを増している。州や業種ごとの規制が入り乱れ、見通しが悪くなることが懸念されていたが、日本の公正取引委員会と個人情報保護委員会の機能を併せ持つFTC（Federal Trade Commission、連邦取引委員会）の動きが活発になっており、政府としての統一的で強力な規制へと向かう可能性が高まっている。2021年に相次いで、規制派と目されるリナ・カーン氏の委員長指名、アルバロ・ベドヤ氏の委員指名があった。これにより、FTCの権限および規模の拡大、規制法の制定が予想されているが、それは確定した予算によっても裏付けられている。

具体的な動きはこれからであるが、巨大デジタルプラットフォームの解体もあり得ないわけではなくなっている。FTCは、構想段階ではあるものの「粗略なセキュリティ慣行を阻止し、プライバシーの乱用を制限し、アルゴリズムによる意思決定が不法な差別につながらないようにする」と意思表示をしており、Trade Regulation Rule on Commercial Surveillance（商業的監視行為に対する規制規則）が検討されているとの報道もある。

また、選挙に影響を与えたとされるケンブリッジ・アナリティカ事件、大統領選におけるフェイクニュースの氾濫を契機に、産業面での支配力だけでなく政治や社会への影響も懸念されている。さらに、民主党と共和党のいずれからも何らかの規制が必要として法案が提出されている。

自由競争の原則の下、急激に発展したデジタルプラットフォームは今や自由競争を阻害する要因である。膨大なユーザー基盤による支配力が政治、社会、プライバシーにまで影響を及ぼすものと認識されるようになり、規制の機運が高まっていることに疑いはない。規制に積極的と目される民主党政権下で、2022年には具体的な規制が表れてくるとみられてはいるが、新型コロナウイルス

ス感染症（COVID-19）の終息が見えない中、議会の中間選挙を控えてどこまで進展するかは予測できない状況にない。

## ■中国

最も劇的なデジタルプラットフォーム規制を見せたのは中国であろう。ただしその基本原則は、欧米とは大きく異なるものとみられている。表向きは欧米と同じく多面市場における公正取引の徹底とユーザーの保護とされているが、実態としては共同富裕、安全保障としての一党独裁政治の堅守が透けて見えるものとなっている。従って、デジタルプラットフォームに限らず非国有の大企業がターゲットとなっている。

共同富裕とは、百度百科によると「すべての人々が勤勉と相互扶助、つまり（貧富の）二極化の解消と貧困の撲滅による普遍的な繁栄を通じて、最終的に十分な生活水準を達成できること」という中国共産党のスローガンから来ているものであり、最近では「先に富を得たものが後から富を得る人々を助ける」ことに主眼が置かれているとみられる。

また、EC最大手のアリババグループ傘下の金融会社だったアント・グループの上場中止とその後続く非国有金融事業者への締め付けは、国家安全保障における基盤である金融政策の共産党支配を守り、強化することが目的であるとみられている。文化・芸術、メディア、教育などへの規制強化も、共同富裕と安全保障強化の一環であろう。

「4-1 サイバーセキュリティ：海外プライバシー規制の動向」で概説した2021年11月の中国個人情報保護法の施行、その後の情報の越境移転やセキュリティに関する法制度のパブリックコメントなどは、一見すると欧米以上のプライバシー保護やセキュリティ強化のようだが、データローカライゼーションの徹底や政府機関による監査などが

含まれている一方で、政府や共産党は対象外とされており、ガバメントアクセスの強化とも読める内容である。

## ■日本

2021年2月に「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」（デジタルプラットフォーム取引透明化法）が施行され、オンラインモールとスマートフォンのアプリストアに対する規制が始まった<sup>3</sup>。取引条件などの情報の開示、運営における公正性確保、運営状況の報告の義務付け、モニタリングと評価結果の公表を行うというものである。

内閣官房デジタル市場競争本部はデジタル広告における調査を実施し、デジタルプラットフォーム取引透明化法での対応だけでなく、利用者情報については総務省の「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」での対応を求めている<sup>4</sup>。OSやウェブブラウザなどの調査も行っており、政府はデジタルプラットフォーム事業の透明性を高めることに注力している。

デジタル広告への規制においては、対象が個人情報保護法の範囲を超える利用者情報であり、従来の電気通信設備の保有を根拠とする電気通信事業役務（サービス）とも異なるものとなっている。そのため、ガイドラインの根拠となる電気通信事業法そのものの改正についても2022年の通常国会への提出を目指して検討に入っている。その規制内容はEUのePrivacy規則案に極めて類似したものとなることが予想され、影響の大きさから各ステークホルダーで賛否が分かれる状況となっている。

フェイクニュースや誹謗中傷に関する議論も総務省のプラットフォームサービスに関する研究会で継続されており、SNS事業者への情報公開や政府または第三者によるモニタリングなどが義務付

けられることになりそうだ。

これらのアプローチは、人権や公正取引の原則に基づく事前規制ではなく、課題解決型の事後規制の典型と考えてよいだろう。従って、個別に判断された法制度となる傾向が強くなり、事業者にとっては予見性が低く、対応も一貫性に欠ける恐れがある。その一方で、基本原則は対象を広く取るものの、義務化などは一定の要件を満たした大規模なデジタルプラットフォームを対象とすることで、イノベーション阻害や萎縮に配慮したものとなっている。また、デジタル広告規制で見られるように、法による強制ではなく、業界団体の自主規制に基づく透明性確保を前提とする利用者のコントロール（オプトアウト）を強化するような、事業者の実務を重視する傾向が色濃い。

最終的な方向として、原則はEUと類似しているものの、規制の実態は米国的であるとみることができるといえる。これらの規制の実施により、遅れていた日本も欧米の施策に近づくこととなり、DFFT（Data Free Flow with Trust）の発案者としての体面がやっと整うこととなる。

## ■法制度に対する業界団体とデジタルプラットフォームの対応

各国・地域の法制度に対してデジタルプラットフォーム側の対応も進んでいるが、そこにはしたたかな計算も含まれている。法制度順守を建前に独自のルール策定が目立っており、これに大きな影響を受ける業界団体が対抗するといった動きも一部で顕著になっている。

一例を挙げると、EUのGDPRとePrivacy規則案におけるCookie規制を巡る動きである。閲覧先以外が取得する3rd Party Cookieやスマートフォンの広告IDは、デジタルプラットフォームの特に大きな収益源であるデジタル広告で最も幅広く使われてきたものである。しかし、利用者の

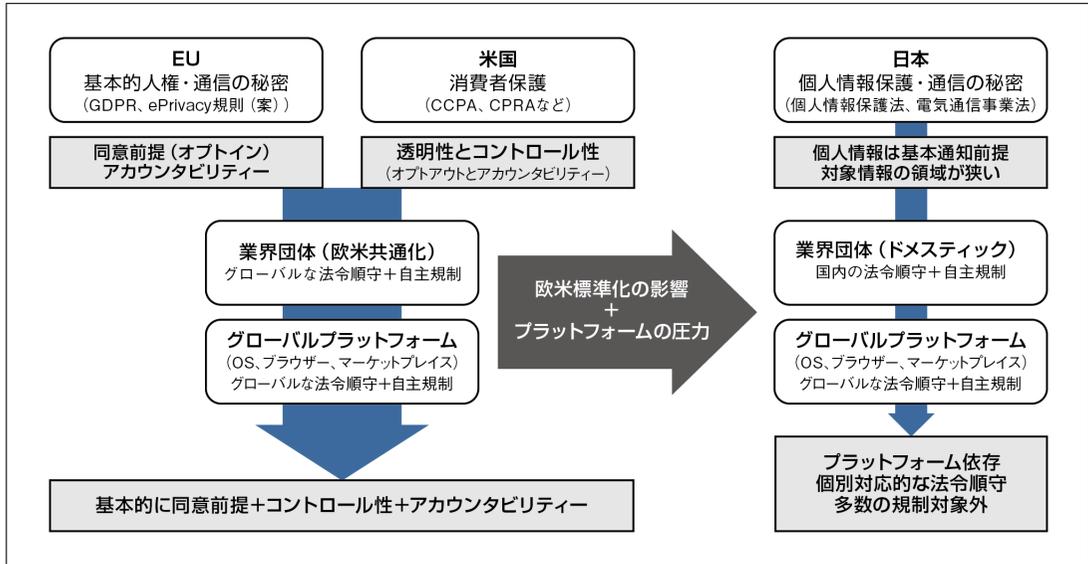
知らないうちに収集され多数の事業者で共有されていることから、法制度での規制が強化されている。EUでは利用者の同意を前提とし、米国では利用者による利用、提供、共有の拒否や取り消し（オプトアウト）を義務化する方向で進んでいる。

この規制に対応して、アップルのウェブブラウザは3rd Party Cookieの取得をできないようにし、広告IDについても2021年4月にOSをバージョンアップして同意を必須とする仕様とした。グーグルはウェブブラウザで個々人のCookieの代わりに集団のIDを提供する方法を模索している。このように、独自にルールを策定することで法制度への順守をうたっているが、既存の事業者にもルール順守を強要することになったり、利用者の情報がますますデジタルプラットフォームに集中したりするのではないかといった懸念がある。これに対抗するために事業者を中心とする業界団体などで代替方法が検討されているが、そこには新たなプライバシーに対する危惧も生まれている。

プライバシー保護の規制を強めると、このように、市場競争に影響を及ぼす可能性があることが明らかになった。これはフェイクニュース規制でも同様で、デジタルプラットフォームに情報の判断や選別を委ねることは、自由な表現や知る権利を毀損する可能性が否定できなくなる。2021年は、デジタルプラットフォームを規制する際にさまざまな法益との間でバランスを取らなければならないことが明確になったが、あらためてその在り方が問われるようになっている。

## ■世界の二極化と法益対立

ここまで見てきた通り、各国のデジタルプラットフォーム規制のアプローチや基本原則には大きな違いがある（資料3-1-4）。しかしながら、欧米および日本では公正な市場競争や利用者保護と



出所：筆者

いった共通の価値観があることに加え、透明性の確保、事業者のガバナンス促進、第三者などによるモニタリングや監査、利用者の意思尊重といった施策の方向性もほぼ同一であり、グローバルでの標準が形成されつつある。

一方で、中国やロシアなどの権威主義的な国家では政府による統制が最も重視される傾向が強く、政府の直接的な関与を最小限にしたい欧米とは大きな隔りがある。「デジタルプラットフォームは国境を超えて世界をつなぐ」といった楽観的な思想はすでに廃れ、世界の分断化を決定的にする元凶となりかねない現実直面している。

また、画一的で短絡的な規制は他の法益を毀損する可能性もはらんでおり、制度設計については、より慎重な検討が求められる状況となっている。

各国での法制度がこれから次々と施行されていくが、その効果や他の法益に与える影響は未知数なところが多い。今やグローバルにおける社会的なインフラとなったデジタルプラットフォームの在り方は、今後も変化し続けることが予想される。そのため、依存しなければならない一般的な事業者には、近視眼的ではなく中長期で注視していくことが求められている。

1. [https://ec.europa.eu/info/strategy/priorities-2019-2024/europe-fit-digital-age/shaping-europe-digital-future\\_en](https://ec.europa.eu/info/strategy/priorities-2019-2024/europe-fit-digital-age/shaping-europe-digital-future_en)
2. <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/digital-services-act-package>
3. [https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/digitalplatform/](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/digitalplatform/)
4. <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/digitalmarket/kyosokai>

[gi/dai5/siryous.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/digitalplatform/)



1996, 1997, 1998, 1999, 2000...

## [インターネット白書ARCHIVES] ご利用上の注意

---

このファイルは、株式会社インプレスR&Dおよび株式会社インプレスが1996年～2022年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<https://IWParcives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&Dおよび株式会社インプレスと著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

インプレス・サステナブルラボ

✉ [iwp-info@impress.co.jp](mailto:iwp-info@impress.co.jp)